

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 公聴会の公告等について、規則中引用している鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成19年4月16日とする。

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部が改正され、狩猟免許の区分のうち網・わな猟が網猟免許及びわな猟免許に改められたこと等に伴い、狩猟免許申請書の様式等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 狩猟免許申請書等の免許の区分を網猟免許及びわな猟免許とするとともに、特区用の狩猟免許申請書等を削る。
- (2) 対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認証に係る申請書等の様式を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成19年4月16日とする。